

手書きの遺言書を法務局に保管できる制度開始！

先月初旬は、「令和2年7月豪雨」による被害が熊本県を中心に九州、西日本、中部地方の各地で発生、更に下旬は山形県、秋田県の東北地方で豪雨による被害が発生しました。被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

普段から災害に備え、自治体が出しているハザードマップをご覧頂いていると思いますが、大きな河川の情報サイトをご案内申し上げます。河川の防災情報は、国土交通省の「川の防災情報」ポータルサイトから、川の水位情報、洪水警報の危険度分布、土砂災害危険度分布、河川カメラ等が確認できます。一度、お住まいの地域の情報をご確認ください。

●国土交通省ホームページ：川の防災情報 <https://www.river.go.jp/portal/#80>

さて、今月のトピックスは、いつもとは違う話題を提供します。

2020年7月10日より、自筆の遺言書を法務局に預けられる制度が始まりました。既にご存じのように、遺言書は大きく分けて下記の2通りがあります。

- ①弁護士や司法書士などの専門家の公証人が作成する公正証書
- ②本人が書く自筆の遺言書

①の公正証書は内容の不備や紛失等が防げますが、手間、時間、費用が掛かります。一方、②の自筆の遺言書は、内容の不備による無効、紛失、改ざんの恐れがあります。

これまでは、自筆の遺言書は自身で保管する必要があった為、自宅で保管する人が多く、紛失や改ざん等、俗にいう「争族」が多数発生していました。「争族」を少しでも減らし、相続手続きを円滑に行えるように、「自筆証書遺言書保管制度」が作られました。

遺言書の保管先は、①遺言者の住所地 ②遺言者の本籍地 ③遺言者が所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局です。事前に申請日時を予約し、遺言者本人が法務局へ出向いての手続きが必要です。尚、手数料は保管年数に関係なく1件3,900円です。

ただし、法務局は申請書類の日付や押印等の不備が無いかを確認するだけで、遺言内容のアドバイスや相談はしていません。また、自筆の遺言書は必ず法務局へ預ける必要はなく、今まで通り、自宅での保管も可能です。その場合、遺言者ご本人が亡くなられた後、相続人が自宅に保管されていた遺言書を開封する場合、裁判所による検認が必要になります。うっかり開封すると無効になるので注意しましょう。法務局に預ける「自筆証書遺言書保管制度」の詳細は、下記ホームページにてご確認ください。

●法務局ホームページ：法務局における自筆証書遺言書保管制度について
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

今後、相続件数増加により空き家も増加します。住まいという大切な資産を気持ちよく次世代に引き継ぐ為に、また「争族」を発生させない対策のひとつとして、今から遺言の内容、保管方法を検討頂き、負動産にしないためにも住まいの維持管理・メンテナンスをお勧めします。また、「登録住宅いえかるて」WEBへの記録アップも宜しく願い申し上げます。気になる現象を見つけた時は、「点検登録店」に相談ください。

以上（文責Y）

★賛助会員様の情報提供

<https://kitoiro.com/> 無垢の木に様々な色や柄を特殊塗装「kitoiro」-柾ウッドワン

<https://www.woodone.co.jp/product/kitchen/> 木を育てている会社を作る、木のキッチン！-柾ウッドワン

<https://www.jfd-gr.co.jp/> 地盤調査・改良工事のエキスパート-柾JFDエンジニアリング

※ 維持保全計画、点検の実施についてのご質問、ご不明の点は、事務局までお問合せください。

※ 「登録住宅いえかるて」については、ホームページをご覧ください。<http://www.holsc.or.jp/iekarute/>

※ 「登録住宅いえかるて」WEBの「住宅所有者ID」をお忘れの方や不明の方、ご質問や資料をご希望の方、「担当の点検登録店」がご不明の方は、info@holsc.or.jp へメールをお願い致します。

※ センターのブログ、Facebook も是非ご覧ください。

● ブログ <http://www.holsc.or.jp/information/blog/>

● Facebook <https://www.facebook.com/一般社団法人-住宅長期支援センター-265533456815676/>

※ お住まいのご質問や相談、空き家の管理や活用の電話相談を承っています。

※ 自治会や子供会等へ「住まいの出前講座」をお受けしています。イベント企画にご利用ください。

※ このメールマガジンをご希望、又は不要の場合は、info@holsc.or.jp へご連絡をお願い致します。